

12月5日の委員会及び12日の猪名川部会等を拝聴しまして、感じました3点について、私の意見を述べさせていただきます。

1. 水系を一貫とした整備計画の必要性

本委員会による提言(案)の内容及び審議過程等を拝聴して、時代の変化を身近に感じますと共に今後の公共事業の実施に当り、流域住民の理解と合意を得る手法として新たな視点に立った方向性を示すものと思いました。

また、本審議過程全般を通じて私なりに感じた印象は、余りにも環境に関する側面が強く、そして狭窄部の開削やダム建設に対する考え方に象徴されるように地先主義の色彩を著しく感じました。

現行の河川法の理念は、我が国の経済社会の進展と国土の均衡ある発展のための基盤をなす治水事業の推進には、以前の区間主義を改め、水系一貫の河川管理体系による全体計画の確立を前提とした治水事業が計画的に行うこととされており、この考えに逆行しているように感じました。

特に、淀川水系においては、琵琶湖総合開発事業を始めダム事業等が国と地方の適正な財政負担並びに上下流が一体となった「近畿は一つ」の協力体制のもとに実施していった過去の経緯等による財産を今後の事業の推進に当たって生かすべきと思います。この考え方は、今後時代の変化があっても近畿圏の一体的かつ総合的な発展を継げるためには欠くことのできない条件であると思います。

また、本委員会の審議或いは提言(案)には、各流域における将来の経済社会の展望がなされていないため、河川整備計画が何の目的のために必要なかが不明確で、むしろ規制計画のように感じられることから、折角ここまで纏め上がったことから、治水事業が地域の発展と国民の安全性を確保する上で、不可欠な夢のある河川整備計画の指針となる提言にしてほしいと思います。

2. 利水計画における利水の安全度

提言(案)における利水に関する理念は、「水供給管理」から「水需要管理」への転換が記述されていますが、考え方には理解できますが河川管理者が策定する整備計画への提言とした場合には、どうかと思います。

河川管理者は、水利権行政を所管しておりますが水需要管理に対しては間接的な立場にあり、むしろ水利権行政で課題となっている水利用の用途変更や工業用水の未使用水利権の処理方法等において、現行法に対する課題点の提言が必要と思われます。

提言(案)による淀川水系の利水計画は、理念を受けて水需要管理を主体に記述されていますが、水系内の利水安全度を如何ほどに確保した地域社会を形成するのかの記述がないように思う。一般的に我が国の利水安全度は、10年に1回の渇水を基準としていますが、米国の大都市は既往最大渇水をまたロンドン等においては50年に1回の渇水を基準としていることから、本地域における将来の安全度を如何にあるべきか、そのための水源

確保をどうするのかの議論が必要と思います。

淀川水系は、他の河川に比して琵琶湖を有しているため安全度高いとされているが、水は市民生活や産業活動において最も重要な基盤をなすことから、京阪神都市圏は全国に先駆けて水の心配がない地域に早く整備して、それをキャッチフーズとした PR を積極的に行い、産業や人口が立地しやすいような条件整備しなければ、関西圏はますます地盤沈下しかねないと思います。

3. ダム建設に対する意見

淀川流域委員会でのダム建設に関する議論を拝聴して感じますことは、治水・利水計画等を立案する場というより、ヒステリックなダム叩きの社会現象を見ているように思えます。確かに指摘されていることは理解できますが、公共事業によって安全度や利便性等を向上させる事業を行えば、必ず大なり小なりの環境破壊・喪失は免れることは不可能でトレードオフの関係にあります。

従って、治水・利水計画の策定に当たっては、水系を一貫とした全体計画にあって、個別事業の採択は地域の特性や各種の整備方法について評価を行い、その採択基準を明確すれば問題はなく、あえて最初の段階でハンディーを付け、計画手法の選択肢を狭める必要のないものと考えられます。

12月5日の第15回委員会での「ダムのあり方」の内容から12月12日の猪名川部会を始め各部会を経るに従い、ダムに関して厳しい内容に変化している。私の考え方は、兵庫県河川課長が述べられた考え方が現実的だと思います。また、個別ダムで見ますと余野川ダムは、流域外貯留ダムであって上下流の連続性を遮断するものでなく、溜池に相当する計画と考えられる。また、丹生ダムにおいても、湛水がほぼ川上までに及ぶことから前者と同様であり、むしろダム建設によって新たに創出される景観と生態系を如何に望ましい方向へ誘導するか総合的な技術の議論があって良いのではないかと、本事業の進展度から考えて思います。